母集団及び指導者 各位

鴻スポ少第２６号
令和４年３月４日

鴻巣市スポーツ少年団関係各位

鴻巣市スポーツ少年団
本部長　高橋 洋明

まん延防止等重点措置発令に伴うスポーツ少年団活動について（通知）

日頃、スポーツ少年団の振興・育成に御高配賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、１月２１日（金）から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う、まん延防止等重点措置が適用されておりますが、本市スポーツ少年団活動については、引き続き下記の内容に留意した上で、活動をしていただきますよう御協力お願いします。

記

１　期　間　　令和４年１月２１日（金）から令和４年３月 21 日（月）まで
２　内　容　(1) 練習試合、合同練習等は原則禁止（公式大会等に出場する場合を除く）
(2) 水分補給以外の飲食の禁止
(3) 団内に陽性者が確認された場合は一定期間の活動停止、スポーツ少年団事務局にその旨を連絡すること

コロナ禍における活動について、練習時間等が必要最小限となるよう改めて見直し、活動終了後は直帰を徹底してください。
また当該期間中に公式大会等の事業を開催、または出場する必要があれば、事前にスポーツ少年団事務局へ報告し、その可否に関しまして相談されてください。その際、団員が在学する学校の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等が発生していないこと）を充分に留意される様にお願い致します。

なお、上記の内容については、今後変更となる場合があります。変更となった場合には随時通知をいたします。

【問合せ先】鴻巣市スポーツ少年団事務局（鴻巣市教育委員会スポーツ課内）
TEL：543-6660　FAX：541-6411